

宿泊型学習支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、公益社団法人高知県森と緑の会 山の学習支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2条に規定する（3）宿泊型学習支援事業（学校行事）及び（4）宿泊型学習支援事業（学校行事以外）の実施に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 事業の内容

（1）宿泊型学習支援事業（学校行事）

要綱別表第1に規定する事業実施主体が学校行事として実施する小中学校等における宿泊を伴う体験活動に要する経費を支援する。なお、事業の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ①森林に関する講義や体験活動を含む連続した2泊3日以上の宿泊を伴う体験活動を実施する。
- ②本事業実施前後の児童生徒の意識の変容についてアンケート調査等を行い、本事業による成果を把握する。

（2）宿泊型学習支援事業（学校行事以外）

要綱別表第1に規定する事業実施主体が概ね高校生以下の児童生徒を対象に実施する宿泊を伴う体験活動に要する経費を支援する。なお、事業の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ①本事業を実施する際に参加者を広く募集するとともに、森林に関する講義や体験活動を含む1泊2日以上の宿泊を伴う体験活動を実施する。
- ②体験活動の指導者の招聘やボランティアの募集を行うなど事業の目的に沿った質の高い体験活動の提供及び安全面への十分な配慮を行うものとする。
- ③本事業の実施後に参加者の満足度を問うアンケート調査等を行い、本事業による成果や参加者が求める自然体験活動についてのニーズを把握する。

3 交付申請書の提出

補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、交付要綱第5条に定める交付申請書を、本事業を開始する前に提出するものとする。

併せて、事故や怪我、災害等の緊急時に児童生徒等参加者の安全を確保するための危機管理マニュアル（野外活動に対応している内容であれば、学校や各団体で作成している危機管理マニュアル等で可）を提出すること。

4 事業計画の変更

事業実施主体は、交付要綱第8条の規定にかかわらず、体験活動の日程や内容等が変更になる見込みとなった場合には、当該見込みが明らかになった時点で直ちに補助事業者である公益社団法人高知県森と緑の会（以下「補助事業者」という。）と協議を行うものとする。

5 実績報告書の提出

交付要綱第9条に定める実績報告書の提出にあたっては、次により行うものとする。

- (1) 活動報告書（第3号様式 別紙4）には、実施状況のわかる写真やアンケート調査結果等を記載した書類（任意様式）を添付することとする。
- (2) 活動報告書の積算内訳書（第3号様式 別紙7）には、支出の根拠となる領収書等の写しを添付することとする。

6 補助金の取扱い

本事業に係る補助金は、適正に経理処理を行うとともに、事業実施主体が負担する本事業に係る他の経費と明確に区分しておくこと。

また、宿泊型学習支援事業（学校行事）において、活動期間中に必要な食費については、「宿泊型学習利用促進事業実施要領」の定めるところにより取り扱う。

附則

この実施要領は、令和6年4月5日から施行する。

この実施要領は、令和6年7月16日から施行する。

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。